

〈はまぎん〉ATM カードローン保証委託約款

第1条（約定返済の遵守）

保証依頼人は、株式会社横浜銀行（以下「銀行」といいます。）から横浜信用保証株式会社（以下「当社」といいます。）の保証を受けて借り入れた借入金（以下「借入金」といいます。）については、返済期日に約定どおり返済をし、当社にいっさい負担をかけないものとします。

第2条（保証債務の履行）

保証依頼人が銀行に対する借入についての債務の履行を怠り、銀行から当社に保証債務の履行を求められたときは、当社は事前の通知なくして弁済することができるものとします。

第3条（求償の範囲）

当社が銀行に対して保証債務を履行したときは、つぎの各号に定める金員を当社にただちに支払っていただきます。

- （1）当社が銀行に弁済した借入金の元金、利息、損害金および費用。
- （2）当社が弁済のために要した費用。
- （3）当社の保証依頼人に対する権利の行使、債権の保全に要した費用。
- （4）前各号により当社が支出した金員に対する年14.6％の割合による損害金（年365日の日割計算）。

第4条（事前求償権）

1. 当社は保証依頼人が銀行との間で借入金について期限の利益を失ったときは、当然に保証依頼人に対しあらかじめ求償権を行使できるほか、つぎの場合は当社の請求によって、保証依頼人に対しあらかじめ求償権を行使することができるものとします。

- （1）保証依頼人がこの約款に違反したとき。
- （2）保証依頼人の信用状態に著しい変化が生じるなど借入金の元金、利息（損害金を含みます。）の支払いができなくなる事由が生じたとき。

2. 当社が前項により事前求償権を行使する場合には、保証依頼人は 民法第461条にもとづく抗弁権を主張しないものとします。ただし、保証依頼人が事前求償債務を履行した場合には、当社は遅滞なくその保証債務を履行します。

第5条（弁済の充当順位）

1. 保証依頼人の弁済した金額が、本約款に基づく当社に対する求償債務・損害金その他の債務の全額を消滅させるに足りないときは、当社が適当と認める順序・方法により、充当することができるものとします。
2. 保証依頼人が当社に対し本約款による求償債務のほかに他の債務を負担しているとき、保証依頼人の弁済金が債務総額を消滅させるに足りない場合は、当社が適当と認める順序・方法により充当することができるものとします。

第6条（通知）

1. 保証依頼人は、住所、氏名、電話番号、または勤務先の変更があったときは、ただちに書面によって当社に通知するものとします。

2. 前項のほか、当社の求償権行使に影響ある事態が発生したときは、保証依頼人はただちに書面によって通知するものとします。
3. 第1項の通知を怠るなど保証依頼人の責めに帰すべき理由により、当社からなされた通知または送付された資料が延着もしくは到着しなかった場合、または保証依頼人がこれを受領しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとします。

第7条（調査協力）

保証依頼人は、銀行に対する借入金の返済、または当社に対する求償債務の履行を完了するまでは、当社から求められた資料の提出にただちに応じ調査に協力するものとします。

第8条（公正証書の作成）

保証依頼人は当社の請求あるときは、ただちに公証人に委嘱して、本約款に基づく金銭債務の履行について強制執行の認諾ある公正証書を作成するため必要な手続きをとるものとします。

第9条（担保・保証人）

当社が債権保全のため必要と認め請求したときは、ただちに当社の承認する担保を差し入れ、または連帯保証人をたてるものとします。

第10条（費用負担）

当社が求償権の保全ならびに行使、または担保の取得、取立もしくは処分に要した費用はすべて保証依頼人が負担するものとします。

第11条（債権の譲渡）

保証依頼人は当社が保証依頼人に対して有する債権を第三者に譲渡されても異議を述べないものとします。

第12条（危険負担）

事変・災害等当社の責めに帰すことのできない事情によって契約書その他の書類が紛失・滅失または損傷した場合には、保証依頼人は当社の請求によって代り証書等を差し入れるものとします。

第13条（管轄裁判所の合意）

本約款にもとづく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当社本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

以 上